

# 令和8年度 岐阜県立飛騨高山高等学校 いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第13条を受け、国の基本方針（平成29年3月14日最終改定）岐阜県の基本方針（平成29年8月22日改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

- ・「いじめは、どの学校でも、生徒にも起こりうる。」を基本認識として、全職員が、教育活動全体において危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに事態に真摯に対処する。

### (1) いじめの具体的な態様

本校は、以下のものをいじめの具体的な態様として捉える。

- ・冷やかされる、からかわれる、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれにされる、集団により無視される。
- ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

※その他すべての心理的又は物理的な人権侵害行為をいじめとして捉える。

※けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### (2) 学校の基本姿勢

- ・いじめを重大な人権侵害として捉え、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・いじめ問題には、学校が組織的に取り組み、早期発見・早期対応はもとより未然防止に努める。
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ・情報収集に関しては、事実関係、因果関係、連続性を把握する。
- ・生徒相互のより良い人間関係づくり、いじめに向かない態度・能力の育成を図る。
- ・学校いじめ基本方針については、学校のホームページへの掲載及び、年度の開始時に生徒、保護者、関係機関に説明する。
- ・いじめが解消している状態とは、いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月）継続していることと、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが少なくとも必要である。また再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒と保護者への面談等により確認する。
- ・いじめ等防止対策について、PDCA（計画/実行/評価/改善）サイクルにより改善を図る。

## 2 いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組

### (1) いじめ防止等の対策のための組織

- ・本校は、次のような組織を設置する。

[組織の名称]

飛騨高山高等学校いじめ防止等対策検討会議

[組織の構成員]

学校関係者…校長、副校長、教頭(全・定・通)、生徒指導主事(全・定・通)、教育相談担当(全・定・通)

外部委員…弁護士、精神科医、臨床心理士、社会福祉士、地域代表、保護者代表(全・定・通)

※校長が会を司る。定時制・通信制は校長の命を受け、副校長が司る。会務は教頭が担当し、生徒指導主事がこれを補佐する。

※臨床心理士、社会福祉士は必要に応じて参加する。

[組織の運営]

年2回(5月・1月)いじめ防止等対策検討会議を開催する。

第1回は、学校の現状の確認及び基本方針の検討をするとともに、年間計画を決定する。

第2回は、取組の成果と課題を洗い出し、次年度に向けて基本方針等の見直しを検討する。

重大事態発生時及び重大事態に発展する恐れのある時には、速やかに課程別いじめ対策検討会議を開催し、事態の対応に当たる。個々のいじめの防止・早期発見・対応にあたっては、校内いじめ対策組織(管理職、生徒指導主事、その他校長が任命する教職員で構成)を開催し、迅速に対応する。

【全課程共通】

(2) いじめ防止のため、いじめ防止等対策検討会議で策定した基本方針のもと、全教職員は役割分担し、連携しながら、生徒の自己有用感や自己肯定感を育む等、生徒への指導・支援を行う。(早期発見・事案対処マニュアル参照)

## 早期発見・事案対処マニュアル

初期対応	<input type="checkbox"/> 管理職に第一報 <input type="checkbox"/> 複数の教職員で対応 <input type="checkbox"/> 事実確認 *被害生徒、加害生徒、関係生徒への事情の聴き取り、教育相談係への相談状況等の確認 *被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する *必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する <input type="checkbox"/> 加害生徒の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 被害生徒の保護者への連絡	
情報収集	<input type="checkbox"/> 被害生徒・加害生徒・周囲にいた生徒から事情の聴き取り *被害生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する *加害生徒からの聴き取りでは、生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける *事実関係、因果関係、連続性を把握する。 *不測の事態に備え、生徒は一人にしない *複数の教職員で、関係する生徒からそれぞれ別室で聴き取る *生徒自身に状況を書かせる <input type="checkbox"/> 場合によっては、関係機関(警察等)や中学校の状況を出身中学校等に問合せ <input type="checkbox"/> 情報を時系列で詳細かつ正確に記録(事実のみ5W1Hで記載)	
報連相	<input type="checkbox"/> 管理職に報告した上での課程別いじめ対策検討会議の開催 *情報集約 *被害生徒・保護者への対応・支援、加害生徒・保護者への指導・支援 *他の生徒への対応 *今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成 <input type="checkbox"/> 緊急職員会議の開催 *全教職員への周知と共通認識を図る *今後の対応策の見当と役割分担 <input type="checkbox"/> 関係生徒への指導・支援、他の生徒への対応、保護者への対応、関係機関(警察等)との連携について協議 <input type="checkbox"/> 地域担当生徒指導主事に報告 <input type="checkbox"/> 重大事案は県教委学校安全課生徒指導係に報告 *電話連絡の後、第一報報告様式で報告 Tel058-272-1111(内線3143) <input type="checkbox"/> 場合によっては、PTA会長に報告	
生徒への対応	被害生徒	加害生徒
	<input type="checkbox"/> 共感的理解に基づく指導・支援 *本人の不安(疎外感・孤独感等)の払拭に努め、教職員が支えることを約束する *今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する <input type="checkbox"/> 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア	<input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す <input type="checkbox"/> 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う <input type="checkbox"/> 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する <input type="checkbox"/> 心のケアを行う
	周囲の生徒への対応	
	<input type="checkbox"/> 周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合 *その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する *騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないように指導する <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる	
保護者への対応	被害生徒の保護者	加害生徒の保護者
	<input type="checkbox"/> 電話による概要説明 *事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る <input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 *複数の教職員で家庭訪問し、(管理下で起きた場合は)管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする *詳細を説明し、誠意をもって対応する *学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する *場合によっては警察に被害届を出す	<input type="checkbox"/> 概要説明(家庭訪問、保護者来校等) *複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える *温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける *加害生徒が複数いる場合は公平に対応する <input type="checkbox"/> 今後の対応策を相談 *保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える *学校の指導・支援の在り方について説明する *被害生徒への対応(謝罪等)について相談する *事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する

### 3 いじめ問題発生時の対処

#### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

##### [対応する組織]

- ・生徒指導部(教育相談担当を含む)及び生徒指導委員会  
※生徒指導委員会の構成員は、管理職、当該生徒の担任・生徒指導主事、教育相談係等とする。  
※第三者の派遣については、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。  
※生徒指導部は記録を取る。

##### [対応手順]

- ①被害生徒、加害生徒の安全を確保する。
- ②被害生徒、加害生徒の事実関係、因果関係、連続性を把握する。  
(複数の教員が関係生徒から個別に聴き取る)
- ③具体的な対応や手順等を決める。→対応方針を職員間で共通理解する。
- ④保護者に連絡し、誠意をもって丁寧に説明する。(事実関係、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策)
- ⑤関係諸機関と連携する。(教育委員会、警察、子ども相談センター等)
- ⑥カウンセリングを取り入れる。(教育相談的アプローチ)
- ⑦必要に応じて(特にいじめによる不登校等、重大事態に発展する恐れのある時)、課程別いじめ対策検討会議を開催し、情報の共有を図る。
- ⑧指導の見直しをしながら、いじめの解消まで継続し、再発を防止する。

さ	最悪を想定し
し	慎重に
す	素早く
せ	誠意を持って
そ	組織で対応

#### (2) 「重大事態」と判断された時の対応

##### [対応手順]

- ①速やかに、課程別いじめ対策検討会議を開催する。  
必要な場合には専門的な第三者を加えるものとする。  
※構成員は、重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、公平性、中立性の保持に努める。  
※第三者の派遣については、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。
- ②県教委(地域担当生徒指導主事を含む)へ報告し、事実関係を明確にするための調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体によるものかの判断を仰ぐ。
- ③生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。  
※生徒又は保護者からの重大な被害が生じたという申し立てに対しては、重大事態が発生したものと  
して報告・調査等に当たる。

##### [事実関係を明確にするための調査を実施するにあたっての留意事項]

- ①県教委(地域担当生徒指導主事を含む)と連携し、実施方法や内容等について指示を仰ぐ。
- ②生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由にして説明を怠ることがないようにする。
- ③生徒への聴き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒及び保護者に説明する等の措置を取る。
- ④調査結果は県教委に報告する。
- ⑤調査結果で明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等の情報を提供する。

### 4 情報等の取扱い

#### (1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害生徒やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、アンケート質問票の原本等、生徒の個人調査データ(心理検査、いじめ調査、迷惑調査等)及び調査報告書は、指導要録との並びで卒業後5年間保管する。

#### (2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価(アセスメント)する上で有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、生徒指導に積極的に利用する。